

なごやかエンディングサポート事業に関する よくある質問

令和3年11月

Q1 パンフレットの「利用できる対象は？」の「明確な契約能力を有すること」とは？

A 本事業をお申し込みいただいた後、弁護士や学識経験者、福祉関係者等を委員とした「審査会」により判断させていただきます。

Q2 パンフレットの「利用できる対象は？」の「原則、直系卑属(子や孫など)がないこと」の「原則」とは？

A 基本的には、直系卑属がいる場合は、利用対象外です。しかし、例えば、子どもに障害があるため葬儀の支援を期待できず、かつ、ご本人死後も障害のある子どもが生活を継続できる支援体制が整っている場合などに、状況によって可否を判断させていただくことができるよう「原則」としております。

Q3 預託金の金額はどうやって決めるのですか？

A 希望する葬儀・納骨にかかる費用、最後の病院の支払い等の想定される死亡後の債務の支払いにかかる費用、残存家財処分にかかる費用等を積み上げ、利用希望者と相談して決めます。

ただし、残存家財処分は賃貸住宅または福祉施設に入居・入所の場合のみ実施します。持ち家や所有マンションの場合は、相続される方もしくは遺言執行者に行っていただきます。

Q4 簡素な葬儀を希望する場合も50万円以上の預託金が必要ですか？

A 希望する葬儀・納骨にかかる費用と最後の病院の支払い等の想定される死亡後の債務の支払いにかかる費用を積み上げて50万円を下回る場合でも、最低50万円の預託金を預けていただきます。結果的に余った場合は、余った金額を遺言執行者へ返還します。

Q5 預託金の分割納付は可能ですか？

A 一括納付でお願いします。

Q6 すでに葬儀社に葬儀費用を積み立てている場合は解約が必要ですか？

A 利用希望者が希望する葬儀・納骨の内容と葬儀社に積み立てている内容によってご相談させていただきます。

Q7 すでに公正証書遺言を作成している場合は？

A 改めて公正証書遺言を作成していただく必要はありません。ただし、遺言執行者を定めていない場合は、公正証書遺言の中で定めていただく必要があります。

Q8 公正証書遺言は必須ですか？自筆証書遺言ではだめですか？

A 本事業の契約締結までに公正証書遺言を定めていただく必要があります。

Q9 公正証書遺言の作成には費用がかかりますか？

A 公正証書遺言の作成費用は、手数料令という政令で定められており、その手数料は財産の状況によって異なります。詳細については、恐れ入りますが、公証役場までおたずねください。

Q10 遺言執行者になってくれる人がいない場合は？

A 公正証書遺言の作成のサポートも含めて遺言執行者をお願いできる弁護士を紹介することが可能です。(有料)

Q11 相談から契約締結まではどのくらいの期間がかかりますか？

A 利用希望者の状況にもよりますが、概ね2～3ヶ月、長くて6ヶ月を想定しています。

Q12 身元保証サービスとは違うのですか？

A 本事業は、利用希望者の身元保証人になるわけではありません。本事業のサービス内容はパンフレットの「サービス内容は？」に記載のとおりです。

Q13 入退院時支援サービスの入退院時の付添いは介助してくれるのですか？

A 本サービスはヘルパーの派遣ではないため、介助ではありません。また、本会が車で送迎するものではありません。